

理 由 書

本理由書は、都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、所沢都市計画道路の変更（3・4・6号新所沢駅前通り線）についての理由を示したものです。

I. 所沢都市計画区域における位置等

本区域は、都心から30km圏にあり、埼玉県南西部に位置しています。

本区域の中心部には西武池袋線と西武新宿線が、南東部にはJR武蔵野線が通り、整った鉄道網を有しています。また、道路網は主要道路の多くが本区域の中心部から放射状に伸びているため、環状機能を担う路線の整備を進めているところです。

新所沢駅の周辺地域については、昭和30年代から計画的なまちづくりが行われ、比較的道路も広く公園も多い地域です。また、所沢駅の周辺地域に次いで商業機能が集積する地区として、にぎわいと活気に満ちた商業地の形成を図るとともに、緑を基調とした都市景観や都市防災などに配慮しながら、誰もが快適で暮らしやすい秩序ある住宅地の形成を図る区域としております。

II. 変更の必要性

新所沢駅西口駅前広場については、昭和35年に土地区画整理事業により整備されました。しかし、その後の人口増加や交通結節点としての役割の増大に伴い、駅前広場が手狭になってきていることや安全面での問題等が顕在化しております。このことから、駅利用者の安全性と利便性を向上させるため、市の広域生活拠点に相応しい交通結節機能や交流機能を有する駅前広場への再整備を図るものです。

III. 変更の内容

名 称	延 長	車線数	幅 員	内 容
3・4・6号 新所沢駅前通り線	約1,840m	2	16m	<ul style="list-style-type: none">駅前交通広場の区域を拡張する。起点を変更し延長を約1,860mから約1,840mにする。車線数を2とする。

IV. 関連する都市計画

所沢都市計画地区計画の変更（所沢市決定）

所沢都市計画防火地域及び準防火地域の変更（所沢市決定）